

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 静岡県
（氏名） A

上記被審人に対する平成30年度（判）第38号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金24万円
- (2) 課徴金の納付期限 2019年6月19日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年4月18日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、広告代理店事業等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されていた株式会社アサツディ・ケイ（以下「アサツ」という。平成30年3月16日付上場廃止、平成31年1月1日「株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ」に商号変更。）の社員として勤務していたBから、同一人がその職務に関し知った、英国領ケイマン諸島籍の有限責任組合BCPE Madison Cayman, L. P.（以下「BCM」という。）の業務執行を決定する機関が、アサツ株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を、平成29年9月26日に受けながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された平成29年10月2日より前の同年9月27日、C証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、アサツ株式合計300株を買付価額合計94万8000円で買い付けたものである。

なお、上記公開買付けの実施に関する事実は、BCMからアサツの役員であるDらがその職務に関し伝達を受け、Bがその職務に関し知ったものである。

2 法令の適用

法第175条第2項第2号、第167条第3項前段、第1項第6号、第1項第5号、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第2項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、公開買付け等の実施に関する事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（3,980円）に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(3,980 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) - (3,160 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ = 246,000 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、240,000円となる。